

小規模事業者持続化補助金とは？

◎**経営計画に基づいて実施する販路開拓**等の取組みに対し、**採択後 50万円**を上限に補助金（補助率：2／3）が出ます。

・雇用を増加させる取組み、買い物弱者対策に取り組む事業、海外展開に取り組む事業については**100万円**が上限になります。

◎計画の作成や販路拡大実施の際、**商工会議所の支援助言**を受けられます。

◆対象となる事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路拡大等のための事業

～対象となる取組みの例～

① 広告宣伝

新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布

② 集客力を高めるための店舗改装

幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

③ 商談会・展示会への出展

新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展

④ 商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更

新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

◆補助対象者

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

※小規模事業者者〔商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条を準用〕

※前々回（平成25年度補正／平成26年度実施）前回（平成26年度補正／平成27年度実施）の持続化補助金の採択交付決定を受け、かつ補助事業を実施した事業者は、前々回、前回の補助事業と異なる内容であれば申請可能

◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費、（買い物弱者対策事業の場合に限り）車両購入費

◆補助率・補助額

補助率 補助対象経費の2/3以内

補助額 上限50万円

※雇用を増加させる取組み、買い物弱者対策に取り組む事業、海外展開に取り組む事業者は上限100万円)

※複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。

○申請手続きの流れについて

① 小規模事業者持続化補助金の詳細、公募要領の確認
(下記からダウンロードしてご確認下さい)
<http://h27.jizokukahojokin.info/>



② 申請書類作成
(下記から申請書類をダウンロードしてご使用下さい)
<http://h27.jizokukahojokin.info/index.php/sinseiyousiki/>



③ 柳川商工会議所へ補助金申請について相談
計画の作成や販路拡大の実施にあたり、**商工会議所の指導・助言**を受けられます。



④ 申請書類の完成
申請には商工会議所が発行する「**事業支援計画書**」(様式4)が必要です。
必ず**5月9日(月)までに**柳川商工会議所へ申請書をご提出下さい。



⑤ 申請書類の送付
日本商工会議所補助金事務局へ、商工会議所にて発行された「事業支援計画書」(様式4)とあわせて申請書ほか必要な書類を送付
※補助金申請書類提出期限 5月13日(金) 【当日消印有効】

○採択結果公表 7月上旬予定

○補助事業の完了期限 交付決定通知受領後から11月30日(水)まで